

第12回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年5月31日(木) 午後5時00分から午後6時00分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 5番 向山 博
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二
14番 高山 重人 15番 親谷 隆
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 諸報告について
 - 第4 現況証明願いについて
 - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第8 農用地区域の変更について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

- 議 長** ただいまの出席委員は、15名です。定足数に達しておりますので、これから第12回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。それでは、日程にしたがって進めて参ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員** 異議なし。
- 議 長** それでは、10番杉本委員と11番吉田委員を指名いたします。日程第2、会期の決定についてを議題とします。本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全委員** 異議なし。
- 議 長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。日程第3、諸般の報告についてを議題とします。第11回の総会以降の諸般について、報告いたします。
- ・4月29日 育苗施設作業慰労会
 - ・5月11日 さげます放流式
 - ・5月29日～30日 全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会
- 以上で諸般の報告を終わります。日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。NO1からNO5について、上程いたします。担当調査員から順次、調査の報告をお願いします。
- 9番
(岩間委員)** NO1について説明いたします。〇〇番地は〇〇番地〇、外〇筆、公簿地目が畑でありますけども、現況について調査した結果、農地・採草放牧地外となっており、かなりの間放置した状態で、農地に再生するのは無理かなという状態で見えてました。5月の16日に中井会長、伊藤委員、私と3人で現地調査をしてきました。以上です。

13番
(西元委員)

NO2000番〇外〇筆〇〇さんの案件ですけども、安田委員、吉田委員、私と3人で現地を確認してきました。現地は行く道路も無く、現状は白樺の木、一番太くて10cm位、その他細い木も生えておりました、農地・採草放牧地以外によって農地に戻すのは無理と判断させていただきました。場所に関しては、〇〇会館がありまして、もう少し〇〇寄りの線路と農道の間にあるちょっと小高い所であります。よろしく願いいたします。

2番
(近藤委員)

NO3の案件ですけども、〇〇番〇と〇〇番〇、〇〇さん現況公簿は畑でありますけども、現況は農地・採草放牧地以外ということであります。私、山田委員、杉本委員の3名で現地確認行ってまいりました。いつから荒らしているのか状況はわからないが、非常に太い木も生えているし、農地として再生するのは非常に厳しい状況であります。道道のすぐ道路沿いですけども、かなりの荒れた状態であります。そういうことで、現況は農地・採草放牧地以外と確認いたしました。以上であります。

8番
(山田委員)

NO4について説明いたします。場所は〇〇番〇、公簿地目は畑でございますけども、この所も何十年も畑として活用していたような場所ではありません。そういうことで、現況は農地・採草放牧地以外と確認いたしました。杉本委員、近藤委員、私3人で確認いたしました。よろしく願いいたします。

16番
(伊藤委員)

NO5の案件でございます。場所は〇〇番〇、〇〇番〇。ここは〇〇さんの裏の山手になります。公簿地目としては田と畑になっておりますけども、現況は農地・採草放牧地以外ということで、ここも10年以上も作ったことは無く、白樺の木や柳の木が生い茂っている状態で、農地として戻すのは大変な所かなと思って確認をしてきました。5月16日に中井会長、西元委員、私と3人で確認をしてきましたので、よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

議 長

日程第5、議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
NO1について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、親谷委員の退席を求めます。暫時休憩します。(親谷委員退席)

再開いたします。

NO1について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年5月31日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は〇〇番地〇 〇〇さん、借主は〇〇番地〇 〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で6,378㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から平成35年5月30日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、営農が困難なため、耕作できない農地を借受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明をお願いいたします。

14番
(高山委員)

NO1の件ですが、議案第2号1番の資料を見ていただきたいと思えます。左ちょっと上に住宅がありますが、こちらが〇〇さんの自宅です。場所は自宅の前の土地です。あとは事務局説明のとおりですので、お願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案のNO1については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO1については、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

暫時休憩といたします。(親谷委員着席)

再開いたします。

次に、NO2について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

その2、貸主は〇〇番地〇 〇〇さん、借主は〇〇番地〇 〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田が68,959㎡、畑が705㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者の死亡に伴う新たな後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成40年5月30日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、後継者の死亡に伴う新たな世帯内の貸借であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO2について、担当委員の補足説明を願います。

8番
(山田委員)

NO2でございますけども、〇〇さんと〇〇さんの件でございます。蘭越の〇〇から〇〇に向かって一か所、それから、〇〇に一か所と、自宅の周りに一か所ございます。〇〇にある所は5筆

でございます。〇〇の部分で自宅の周りで3筆ございます。〇〇さんの土地のある奥の方、丁度〇〇のちょっと下になりますけども、そこに7筆ございます。内容につきましては、事務局説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑ないと認めます。
本案のNO2については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 NO2については、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第6、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求めらる。平成30年5月31日提出、蘭越町農業委員長名。

申請人は〇〇番地 〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で832㎡、申請理由は農業用倉庫建築及び資材置き場に供するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農用地区域内農地です。判断理由としては、農業振興地域整備計画における農用地区域内の一角に位置する農業用施設農地です。規模拡大等により、既存倉庫が手狭なため新たに建築するものであり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、北海道農業会議への諮問につきましては、転用目的が農業用施設である場合は諮問の対象から除外できることとなっておりますので申し添えます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長	NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。
13番 (西元委員)	転用理由に関しましては事務局で説明したとおりです。場所に関しましては、〇〇さん家に入っていく道路の途中にある一画であります。よろしく願いいたします。
議 長	これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
全委員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。 本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議 長	本案については、原案のとおり決定し、許可することとします。 日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 NO1について、上程します。事務局から説明願います。
事務局 (福岡係長)	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成30年5月31日提出。蘭越町農業委員長名。 番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇外〇筆、田で55,534㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年6月6日から平成40年6月5日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。 〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的

に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。

13番
(西元委員) NO1の件ですけども、内容については、事務局から説明したとおりでございます、場所に関しましては、蘭越から〇〇の方に向かいます、〇〇の手前、今はやっておりませんが〇〇がありまして、そこに向かう道路を先に進んだところにある一団地でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。
本案は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第4号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第8、議案第5号 農用地区域の変更についてを議題とします。

NO1からNO5について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) 議案第5号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。平成30年5月31日提出。蘭越町農業委員長名。

今回協議があったのは、変更が2件、除外が3件の計5件です。

番号1番の申請者は〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇、現況は田、面積は492㎡です。内訳としては農業用倉庫建築敷地128.7㎡、通路用地135.2㎡、資材置場228.1㎡とする予定のための用途変

更であります。図面番号、議案第5号1番をご覧ください。場所は〇〇さんの住宅の横にある土地です。

番号2番の申請者は〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇の内、現況は畑、面積は444.6㎡です。内訳としては農業用倉庫建築敷地194.4㎡、通路用地108㎡、堆雪場142.2㎡とする予定のための用途変更であります。図面番号、議案第5号2番をご覧ください。場所は〇〇さんの住宅の横にある土地です。

番号3番の申請者は〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇の内、現況は畑、面積は485㎡です。図面番号、議案第5号3番をご覧ください。当該農地の奥に〇〇さん所有の山林があり、一部分筆して売却予定とのことで、袋小路となることから取り付け道を整備する予定のための除外であります。場所は〇〇さんの転作水田の道路向にある土地です。

番号4番の申請者は〇〇さん、土地は〇〇番〇の内、現況は畑、面積は2,135㎡です。図面番号、議案第5号4番及び平面図と併せてご覧ください。場所は〇〇さんの横にある土地です。内訳としてはコンクリート境界標柱等の資材置場290㎡、車庫用地244㎡、駐車場168㎡、堆雪場558㎡、通路用地521㎡、法面等354㎡を設置する予定のための除外であります。当案件については、除外後、5条転用を希望するものであり、農地区分としては第1種農地の一角に位置しておりますが、市町村役場から500m以内の農地であり、第2種農地の要件も同時に満たすものであります。こうした場合は2種の要件を優先して適用することとなっております。〇〇事務所近郊には代替え可能な土地がないと判断されるため、今後における転用についてもやむを得ないのではないかとということで農政係と協議の上、申請を受理した経過にあります。なお、土地の所有者、〇〇さんの同意書が添付され申請されております。

番号5番の申請者は〇〇さん、土地は〇〇番〇の内、現況は畑、面積は4㎡です。携帯電話アンテナ基地局を設置する予定のための除外であります。なお、土地の所有者、〇〇さんの同意書が添付され申請されております。場所は〇〇さんの住宅の横にある土地です。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1からNO5について、担当委員の補足説明を願います。

9番
(岩間委員)

NO1について、〇〇さんの件です。道道〇〇線を〇〇に行きまして、〇〇の〇〇さん宅から〇〇よりの一画です。内容につきましては、事務局説明のとおりです。

5番
(向山委員)

NO2〇〇さんの件ですけれども、事務局説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

12番
(椿委員)

NO3の案件です。〇〇さん事務局説明のとおり。〇〇畑があるのですが、その脇を裏の方に山林があり、その山林が袋地になるということで、そこに通う通路がほしいということでの申請でございます。よろしく願いいたします。

10番
(杉本委員)

NO4〇〇さんの件です。〇〇向かいまして手前右側になります。詳細については事務局説明のとおりです。

2番
(近藤委員)

NO5〇〇さんの件です。場所につきましては、〇〇の〇〇場の下に〇〇さんの住宅のすぐ脇にあります。内容につきましては、事務局説明のとおりです。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第5号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第9、報告第1号 北海道4区選出国會議員要請活動について、関連がございますので、日程第10、報告第2号 北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会について、報告をお願いいたします。

事務局
(谷口局長)

行政報告にもありますように、5月29日と30日に北海道4区選出国會議員要請活動と北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会に会長と私で出席して参りました。

5月29日に行われました、北海道4区選出国會議員要請活動に

ついてですが、今年は4区選出国會議員の中村代議士と北海道4区を地盤とする本多代議士の二方に対して要請活動を行って参りました。本日、皆様のお手元に要望書をお配りさせていただいておりますが北海道後志の農業者が求める要望書ということで、大きく4項目について要望をいたしております。この中で蘭越町農業委員会としても皆さんからの意見集約を踏まえ、その内容についても反映された形となっております。

蘭越町農業委員会としては、第10回の総会でもご報告いたしましたが、

- ①経営所得安定対策の恒久的な法整備について
- ②基盤整備事業の予算確保について
- ③農地中間管理事業の円滑化団体への権限移譲について
- ④消費税の課税売上高の引上げについて

の4点を新たに要望し、昨年度からの引き続きの要望事項として、①基盤整備事業に伴う河川敷地の官有地の売り払いについてを加え、5点について、本町農業委員会からの事項として要望書に反映させていただき、要請活動を行って参りましたので、後程お読みいただければと思います。

29日、午後6時から中村代議士参列のもと、意見交換会にも参加させていただきました。

北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会ですが、北海道選出国會議員要請集会は、例年どおり星陵会館で、30日朝9時から行われまして、最初に与党の国會議員、その後に野党の国會議員に対し要請活動を行い、北海道選出国會議員29名中、18名の議員が出席され、北海道からは約187名の会長さんと事務局が出席いたしました。

要請書の中身としては、各地方連から寄せられた要望や意見に基づきまして、北海道農業会議が精査し、国際交渉における基本的な姿勢にはじまり、農業委員会組織の体制強化と予算確保等、大きく6項目にわたって要望する内容でありました。

国際交渉において本道農業の持続的発展に支障を及ぼすことの無いよう万全の措置をとること、北海道の立地性を踏まえ所有権移転の促進が図られるよう対策を講じること、被害が拡大し続ける鳥獣被害に対しては各種補助事業の拡充や市町村負担軽減を図ること、新規就農者支援制度とは別に後継者に対する支援を創設すること、基盤整備における河川敷地官有地の売渡しについても同様に要望する内容として盛り込まれておりました。今後における全国的な農政の課題、また、北海道の実情に合わせた課題解決策などに視点をおいた内容として要請させていただきましたのでご報告いたします。

また、全国農業委員会会長大会についてですが、開催に先立ちまして、第10回耕作放棄地発生防止対象活動の表彰も行われ、全国20組織が受賞されております。その後、会長大会が開催され、全国から約1,800人の農業委員会会長や関係機関が参列のもと盛会に開催されておりましたので報告いたします。

議 長

その他の報告について事務局からお願いします。

事務局
(谷口局長)

育苗施設の育苗マット、乾燥土のヒエの発生について、現時点での報告をさせていただきたいと思っております。4月14日から4月29日まで育苗施設からマットと乾燥土を出荷しましたが、出荷後5月10日頃に一部の人から育苗のマットからヒエが発生していると連絡がありまして、菅原指導員の方で対応しながら進めていたが、その後ヒエが発生しているという声がだんだん多くなりまして、出荷した全農家へ聞き取り調査を実施することにしまして、5月29日と30日に3班体制で実施をしたところですが。内容については今、精査中でありまして、育苗施設の既設棟の方から出荷したマット、乾燥土からの発生が多い状況でありまして、農業者の皆様は手作業により除いてもらったほか、また、間に合わないということで、そのまま移植したというところが多い状況でございました。原因につきましては、精査中ということで、現時点の推測ということでご理解いただきたい。二つの要因が重なったと推測しております。一点目は、従前、土の管理を上里の土取り場で行ってございました、今年は暗渠排水の工事を実施したため、去年は土の管理を研修農場で行ったところですが。事前に雑草対策は行っていたのですが、そこで種子が混入したのではないかと考えております。

もう一点は、育苗施設では土を焼いて処理しているが、温度が低かったのではないかと考えております。育苗施設では2年前に土の製造に問題が発生したということで、大変農業者の皆さんにご迷惑をおかけしたところですが、土の水分状況に留意して作業を行ってございましたけども、そのため、温度を多少低く設定していたことによりまして、土の中の種子が焼ききることが出来なかった可能性が高いと考えております。このことにより、土の中にヒエの種子が混入したのではないかと今の時点では推測しております。今後このような事態が発生しないように、近日中に原因を突き止めた中で、育苗施設の運営委員会を開催しながら、再発防止を検討し、育苗作業の見直しを進めるとともに、皆様からの信頼を回復できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、現時点での報告ということでご理解していただきたいと思
います。

次回総会は6月27日(水)13:30からです。

議 長

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて
終了いたしました。

これにて第12回農業委員会総会を閉会いたします。

午後6時00終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印